

大分県報

令和六年
第五四九号
十月八日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定	一
土地改良区の定款変更認可	二
道路区域の変更	二
道路の供用開始（二件）	二
公有水面埋立工事のしゅん功認可（二件）	三

告示

大分県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和六年十月八日
大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
セイユー薬業局 杵築店	有限会社コスモス	杵築市大字杵築六六五―九二三、九二四	令六・六・三
ゆうき皮膚科クリニック	奥津 悠輝	白杵市大字市浜七四三―一九	令六・七・一
訪問看護ステーションだるま別府	合同会社ジャストライト	別府市大字鶴見一組二	令六・七・一

あかね訪問看護ステーション	株式会社カラコエ	由布市挾間町下市五七八番二コ	令六・七・一
友松歯科医院	御手洗 栄子	中津市豊田町一丁目八〇六一	令六・六・一
大堀たけし歯科医院	医療法人健明会	中津市蛭子町二丁目三三番	令六・六・一
池田医院	池田 公明	日田市丸の内町八一―二	令六・六・一
藤整形外科	藤 憲三郎	白杵市大字市浜一二二六番地四	令六・六・一
渡辺内科クリニック	医療法人来蘇会	白杵市大字白杵字祇園洲二〇番地の二	令六・六・一
さくら産婦人科医院	医療法人新明会	白杵市大字野田二七八番地	令六・六・一
岡本医院おかもと糖尿病・内分沁クリニック	岡本 将英	豊後大野市大飼町犬飼一	令六・六・二〇
第一歯科大塚	大塚 盛夫	豊後大野市三重町市場八一―二	令六・六・一
南由布クリニック	医療法人大晴会	由布市湯布院町川北一一二番地四四	令六・六・一
みさと薬局挾間店	有限会社みさと薬局	由布市挾間町二七〇番地一	令六・六・一
溝部歯科医院	溝部 秀憲	速見郡日出町三四八〇番地の七	令六・六・一
熊谷循環器科内科医院	医療法人松寿堂	中津市山国町大字守実三三二番地	令六・六・一
サルビア薬局	株式会社Uーさとう	白杵市大字市浜七四三番地一七	令六・七・一
医療法人誠雅会 松元整形外科医院	医療法人誠雅会	中津市三光土田一二四三番地の四	令六・六・一
篠島歯科医院	篠島 茂治	中津市山国町守実一六〇番八	令六・六・一七
鶴見台病院	医療法人哲世会 医療法人社団村	別府市大字鶴見四〇七五番地四	令六・七・一

令和六年十月八日

大分県報（告示）

令和六年十月八日

大分県報（告示）

二

村上脳神経内科 クリニック	上神経内科クリ ニック	別府市山の手町一四番三〇号	令六・七・一
しもやま内科・ 循環器内科クリ ニック	下山 信夫	別府市南莊園町一九組	令六・七・一
ツルミ山村歯科 医院	山村 徳章	別府市馬場一―八	令六・七・一
ふじた歯科医院	藤田 浩	別府市扇山町九組の二	令六・七・一
くにお歯科医院	前田 国生	中津市大字中殿町三丁目一五番地 の六	令六・七・一
メンタルクリニ ック日田駅前	葉山 清昭	日田市中央二丁目一―二四―二〇 一号	令六・七・一
石井歯科医院	石井 公平	日田市日ノ出町五九―一三	令六・七・一
佐藤第一病院	医療法人明徳会	宇佐市大字法鏡寺七七番地の一	令六・七・一
かわかみ歯科	川上 昌也	由布市挾間町北方一三一―一	令六・七・一
医療法人なかよ し歯科医院	医療法人なかよ し歯科医院	国東市武蔵町古市一―三九番地一	令六・七・一
長尾歯科	長尾 博通	玖珠郡玖珠町大字帆足二七九番地	令六・七・一
おぞ歯科医院	塚田 知徳	中津市中殿町三―二四―九	令六・六・一

大分県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和六年十月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

飯田土地改良区

玖珠郡九重町

令六・九・二六

大分県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長
県道鍋島植 野線	中津市大字植野字柿原一―一六二 番四から 中津市大字植野字居屋敷二五九 番五まで	前	メートル 二六・二 〇 八・〇	メートル 五五・〇
	中津市大字植野字柿原一―一六二 番四から 中津市大字植野字居屋敷二六〇 番三まで	後	三―一・四 〇 一八・七	五五・〇

大分県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道鍋島植野線	中津市大字植野字加藍一―二五一番二から 中津市大字植野字古城二―二八七番一〇まで	令六・十・八

大分県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月八日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道中津吉富線	中津市大字一ツ松字一町田四七番一〇から 中津市大字牛神字浜田二二〇番八まで	令六・十・八

大分県告示第四百六十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和六年十月八日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 しゅん功認可の年月日

令和六年九月二十六日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

白杵市大字板知屋字ビワケ鼻一二五五番三から一二五五番四、一二五五番二、一二五五番一、一二五五番一に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から⑨の地点までを順次に結ぶ平成十六年春分の満潮位（D・L・＋一・八六メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑨の地点と⑬の地点を結ぶ平成十六年春分の満潮位（D・L・＋一・八六メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑬の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線、⑮の地点と⑯の地点を結ぶ平成十六年春分の満潮位（D・L・＋一・八六

メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑯の地点と⑲の地点を結んだ線、⑲の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線及び㉑の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院板知屋三等三角点（北緯三三度七分一一秒三五四五、東経一三一度四分五四秒五一一〇）から二八九度三九分二八秒一、三四六・一九メートルの地点

②の地点 ①の地点から二〇三度二九分一〇秒二四八・五一メートルの地点

③の地点 ②の地点から二九五度二九分三一秒六九・四三メートルの地点

④の地点 ③の地点から三四四度一八分四七秒六・六五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三度五八分四一秒二・六二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二六度〇二分〇八秒二・二二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二九六度二八分五七秒二一・七〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二〇一度四分二秒三・五五メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二三〇度二分五九秒六・六七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二九二度一九分〇七秒八・四九メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二四度〇四分三〇秒六九・六一メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二九四度〇四分三〇秒五二・〇〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二〇四度〇四分三〇秒七〇・四六メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から二九九度一二分二七秒一四・六七メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三二度一六分三七秒一〇・二四メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から九八度五八分五四秒二六・六三メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一一三度五七分一八秒三七・五八メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から二三度五七分一八秒一・三八メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一一三度五七分一八秒四・〇〇メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から二〇三度五七分一八秒四・六〇メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から一一三度五七分一八秒一・〇〇メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から二〇三度五七分一八秒一・一〇メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から二九三度五七分一八秒一・〇〇メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から二〇三度五七分一八秒一・〇〇メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から一一三度五七分一八秒一・〇〇メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から二〇三度五七分一八秒一四・〇〇メートルの地点

三 埋立ての区域

1 位置

白杵市大字板知屋字ビワケ鼻一二五番一、一二五番二、一二五番一五、一一五番一、一一五番一〇を経て一二八番四に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、①の地点から②⑥の地点までを順次に結んだ線及び②⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院板知屋三等三角点（北緯三三度〇七分一一秒三五四五、東経一三一度四九分五四秒五一二〇）から七六度五二分五二秒一、一六九・二四メートルの地点

②の地点 ①の地点から一一九度五四分四二秒〇・五三メートルの地点

③の地点 ②の地点から一九五度二三分二五秒一七・五八メートルの地点

④の地点 ③の地点から一一〇度〇一分三一秒三〇・四一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一一〇度〇七分〇四秒一四・〇一メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二〇〇度〇七分〇四秒〇・四二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一一〇度四一分三〇秒一〇・八一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一九九度四九分五二秒一〇・三九メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一〇九度五七分二八秒八・三五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二〇〇度〇分五〇秒二・七四メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一〇八度四二分三二秒八・一六メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一一一度二九分三七秒八・一八メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二〇二度〇五分一六秒一・〇六メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一〇八度四七分五〇秒二二・七一メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一〇三度三六分〇二秒二〇・六三メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一〇九度一〇分三七秒一・五二メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から九四度一七分四一秒一二・一五メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から九四度〇四分一五秒七・六六メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から七四度二六分四二秒五・六五メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から三五一度一分一〇秒四・八〇メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から七六度〇五分二一秒二一・七〇メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から三四八度三六分〇四秒六・八五メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から七七度〇五分二三秒四四・三五メートルの地点

⑨⑧の地点 ⑨⑦の地点から一一三度五七分一八秒八・四〇メートルの地点

⑨⑨の地点 ⑨⑧の地点から二三度五七分一八秒一四・〇〇メートルの地点

⑨⑩の地点 ⑨⑨の地点から一一三度五七分一八秒一・〇〇メートルの地点

⑨⑪の地点 ⑨⑩の地点から二三度五七分一八秒一・〇〇メートルの地点

⑨⑫の地点 ⑨⑪の地点から二九三度五七分一八秒一・〇〇メートルの地点

⑨⑬の地点 ⑨⑫の地点から二三度五七分一八秒一・一〇メートルの地点

⑨⑭の地点 ⑨⑬の地点から一一三度五七分一八秒一・〇〇メートルの地点

⑨⑮の地点 ⑨⑭の地点から二三度五七分一八秒四・六〇メートルの地点

⑨⑯の地点 ⑨⑮の地点から一一三度五七分一八秒五・九一メートルの地点

⑨⑰の地点 ⑨⑯の地点から二三度二九分一三秒一三九・〇六メートルの地点

⑨⑱の地点 ⑨⑰の地点から一一三度二九分一三秒一四・三〇メートルの地点

⑨⑲の地点 ⑨⑱の地点から二三度二九分一三秒一・〇〇メートルの地点

⑨㉑の地点 ⑨⑲の地点から一一三度二九分一三秒四四・六六メートルの地点

⑨㉒の地点 ⑨㉑の地点から二〇三度二九分一三秒五・二〇メートルの地点

3 面積

二四、五六一・〇二平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成十七年三月三十一日指令港第一九八五号

五 閲覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び白杵土木事務所並びに白杵市役所

大分県告示第四百六十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和六年十月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 しゅん功認可の年月日

令和六年九月二十六日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

②4の地点 ②3の地点から四八度五一分〇六秒一一・八八メートルの地点

②5の地点 ②4の地点から六四度三〇分二九秒一一・一九メートルの地点

②6の地点 ②5の地点から三三六度三〇分五〇秒二五三・七一メートルの地点

3 面積

三〇、八三三・三〇平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成十七年三月三十一日指令港第一九八七号

五 閲覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び臼杵土木事務所並びに臼杵市役所

令和六年十月八日

大分県報(告示)

五